

許 可 書

藤原港運 株式会社

令和5年2月27日付けをもって申請のあった一般貨物自動車運送事業は、
下記条件を付して許可する。

記

条 件

- ・許可の日から1年以内に運輸を開始すること。
- ・運行管理者及び整備管理者の選任届を運輸開始前に提出すること。
- ・運輸開始前に、社会保険等加入義務者は健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労災保険に加入すること。

令和5年8月4日

近畿運輸局長 金井 昭彦

